様式８－１（第１８条関係）

認定取消通知書

　　第　　　　　号

年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　登別市長　　　　　　　　印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１４条第１項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取消しましたので、同条第２項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

　なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、登別市（代表者 登別市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

１　長期優良住宅建築等計画の認定番号

２　長期優良住宅建築等計画の認定年月日

３　認定計画実施者の氏名

４　認定に係る住宅の位置

５　理由